

大都市における企業集中の是非に 対する政策提言¹

慶應義塾大学 木戸一夫研究会 都市分科会

岩倉啓太 木林拓也
牧原拓矢 山口賢史
山下将

2010年12月

¹本稿は、2010年12月11日、12日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2010」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、木戸一夫教授（慶應義塾大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

大都市における企業集中の是非に 対する政策提言

2010年12月

要約

1. 現状・問題意識

ネットワーク外部性や規模の経済性などの理由、また近年の都心回帰の傾向から東京への人や企業などの集中が進んでいる。集中の結果、都市が無秩序に拡大し、地域間さらには同一都市内においてさえも経済格差や治安の悪化、交通渋滞、そして大気汚染やヒートアイランド現象などの環境問題を引き起こしている。

このような現状を受け、これまでには様々な議論が進められてきた。また、地方都市によっては積極的に企業の誘致を進めている場所も存在する。

現在のような、東京への人や企業の集中の流れが将来にかけても続くことで、東京圏とそれ以外の地域との間の格差を広め、結果としてさらに東京圏への集中が進む可能性がある。すでに東京圏とそれ以外の地域とでは様々な面において格差が存在するが、東京圏への人や企業の集中は現存する格差をさらに大きくするものである。

東京圏への集中によって引き起こされる多くの問題を解消するためには、これまでとは異なる対策が必要であると考え、本稿ではその方法を提言する。

2. 先行研究及び本校の位置づけ

主な先行研究としては、大規模災害に備えた民間企業の本社機能一部地方分散化に関する調査研究会（H16）と九州産業活性化センター（H22）が挙げられる。前者は、大規模災害における企業のリスク分散という観点から本社機能一部分散化促進に向けた提言がなされ、後者は、地域経済の自立化を促進させることを目的に本社機能の誘致・拡充に向けた提言がなされている。

本稿では、東京圏から地方へ分散させる業種を絞り、そして現実的かつ実現可能性が高い方法を検証し、政策を提言する。

3. 分析

本稿では、東京圏から地方へ分散させる業種を特定の業種に絞ることとした。具体的には、銀行、製造業（メーカー）、情報通信業、卸売業、インフラ産業のそれぞれについて性格や集中の度合い、その他各業種の現状を考察した。その結果から本稿では、製造業を地方へ分散させる対象とする。

その後、過去に東京一極集中の解消と地方の発展を目的として行われた政策（全国総合開発計画・工場三法）と、これまでに地方都市が行った企業誘致の実例を見た。そして各自自治体の企業誘致策の要素を経済産業省から発表される工場立地動向調査と比較し、誘致の成功要因を分析した。分析から、工場の立地地点選定理由と実際の誘致成功要因は似通っており、工場の立地地点選択理由の各項目は企業の本社に対しても共通して当てはまるものであると考えられる。

この章の最後に、日本の構造改革特区、具体的には北九州市の北九州国際物流特区と四日市市の技術集積活用型再生特区を見た。それぞれの特区についてその内容と効果を分析し、他の分析と合わせて提言へ繋げた。

4. 提言

本稿では、現在東京に集中している企業を地方へ分散させるために「競争力のある都市の整備」が必要であるとして、そのための2つの政策を提言する。

①インフラの整備

この方法により、地方自治体は積極的に企業のニーズに合ったインフラを整備するインセンティブが与えられ、結果的に企業の地方への移転が進むと考えられる。

②税制

「優遇措置の適用条件を優しくすること」と「関税の優遇」を提言する。適用条件が優しくなることで、企業は移転をする意思決定をしやすくなる。また、関税の優遇は税関を通過する際のコストの低減である。これにより貿易を行うことを目的とした企業の進出が見込まれる。

目次

はじめに

第1章 東京一極集中の現状・問題意識

- 第1節 東京一極集中の現状
 - 第1項 人・企業の集中の度合い
 - 第2項 集中の弊害
 - 第3項 過去の取り組み
- 第2節 東京一極集中に対する問題意識

第2章 先行研究及び本稿の位置づけ

第3章 分析

- 第1節 分散させる業種の特定
 - 第1項 業種分析
 - (1) 卸売業
 - (2) インフラ産業
 - (3) 銀行
 - (4) 情報通信業
 - (5) 製造業（メーカー）
 - 第2項 本稿の対象とする業種
- 第2節 過去の政策
 - 第1項 全国総合開発計画
 - 第2項 工場三法
- 第3節 地方の企業誘致の事例
 - 第1項 SHARP 亀山工場
 - 第2項 亀山市以外の企業誘致事例
- 第4節 企業誘致の成功要因
 - 第1項 工場立地調査
 - 第2項 構造改革特区制度の事例

第4章 政策提言

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

今、日本ではネットワーク外部性や規模の経済性などの理由、また近年の都心回帰の傾向から人口や政治・行政、経済の東京一極集中が進んでいるのを知っているだろうか。

東京に生活していれば誰もが、押しつぶされそうになるほどの満員電車に乗った経験や、交通渋滞に巻き込まれたことがあるだろう。これらは、東京一極集中の弊害の一つであると考えられている。このほかにも、大気汚染やヒートアイランド現象などの環境問題や、スラム化、治安の悪化の進行、少子化の加速が懸念されている。さらに、東京にヒト・モノ・カネ・情報などが集中すると、東京圏以外では経済的に衰退する地域が多く発生してしまう。

1955年～1970年頃の高度経済成長期には、毎年30～40万人の転入超過があった。1980年頃から再び首都圏への流入超過が始まり、バブル経済直前の1987年にピークに至り、この時の純流入は20万人に迫った。その後は再び沈静化に向かい、1993年には殆ど均衡した。その後、都心での住宅開発などによる「都心回帰」により、再び流入超過の兆しを見せ、今も首都圏の人口流入は続いている。

このような現状を受けこれまで様々な議論が進められてきたが、東京一極集中に歯止めをかけるほどの政策は提言されていない。そこで私たちは、これまでとは異なる対策を考え、その方法を提言したい。以下では、本論文の章構成を簡単に述べる。

第1章では、東京一極集中がどれほど進んでいるかデータを用いて現状を分析し、その弊害とこれまでの取り組みを挙げている。

第2章では、参考にした先行研究を挙げ、本稿の位置づけ・オリジナリティを、企業誘致・分散の対象を全業種とするのではなく、製造業に絞ることとした。

第3章では、業種ごとに分布の特性・特徴を分析し、分散させられる業種の絞込みを行う。本稿では、製造業に限定して政策提言を行うこととする。そして、いままでの政策として全国総合開発計画と工場三法を挙げ、現在、そして今後の流れを読み取り、製作提言に反映させる。産業の分析を受け、製造業に注目し、これまで地方都市が行ってきた企業誘致の事例を挙げた。まずSHARPの亀山工場の誘致例を成功例の一つとして挙げ、その後、他の地域が行った企業誘致政策を挙げ、亀山工場の事例と比較し分析することで、より正確な企業誘致の成功要因と失敗要因を明らかにする。そして、本章で挙げた業種ごとの分析及び政策と、企業誘致例を簡単にまとめ、日本における経済特区の事例を二つ挙げ、政策提言につなげる。

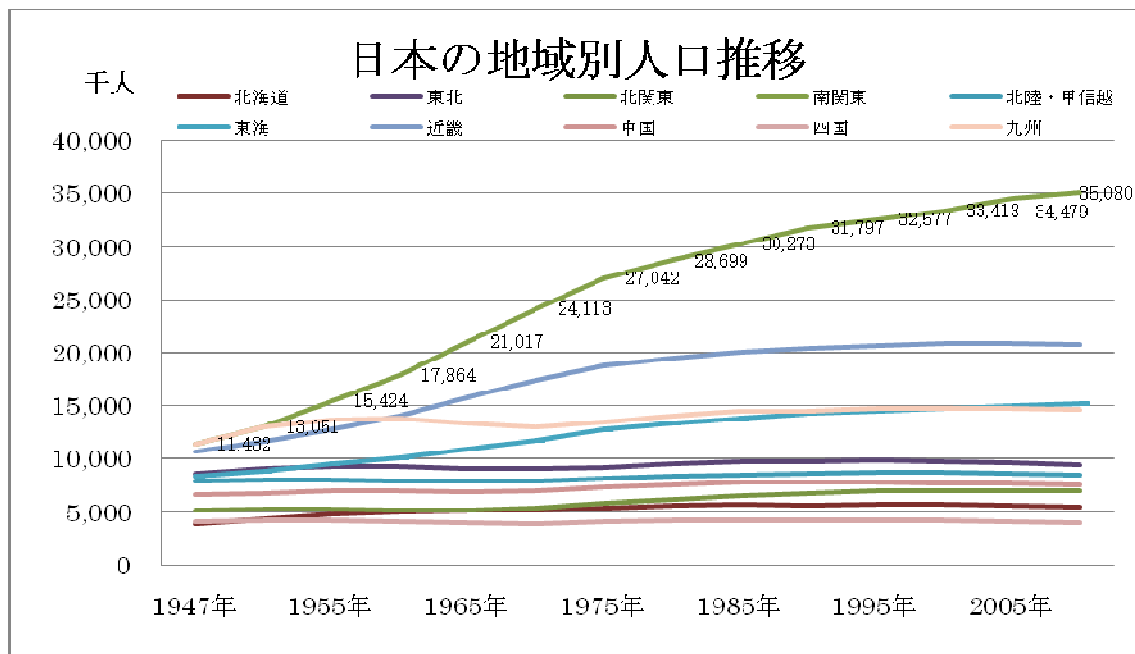
第4章では、『競争力のある都市環境の整備』を行うことを提言した。海外との企業誘致競争を勝ち抜くために、地方が競争力を持つ必要がある。第3章、第4章の分析を踏まえうえで、具体的に2つのアプローチを挙げる。そのアプローチとは、インフラの整備と税制の整備である。

第1章 東京一極集中の現状・問題意識

第1節 東京一極集中の現状

第1項 人・企業の集中の度合い

ネットワーク外部性や規模の経済性などの理由、また近年の都心回帰の傾向から東京への人や企業などの集中が進んでいる。まずは日本の人口の推移に注目する。



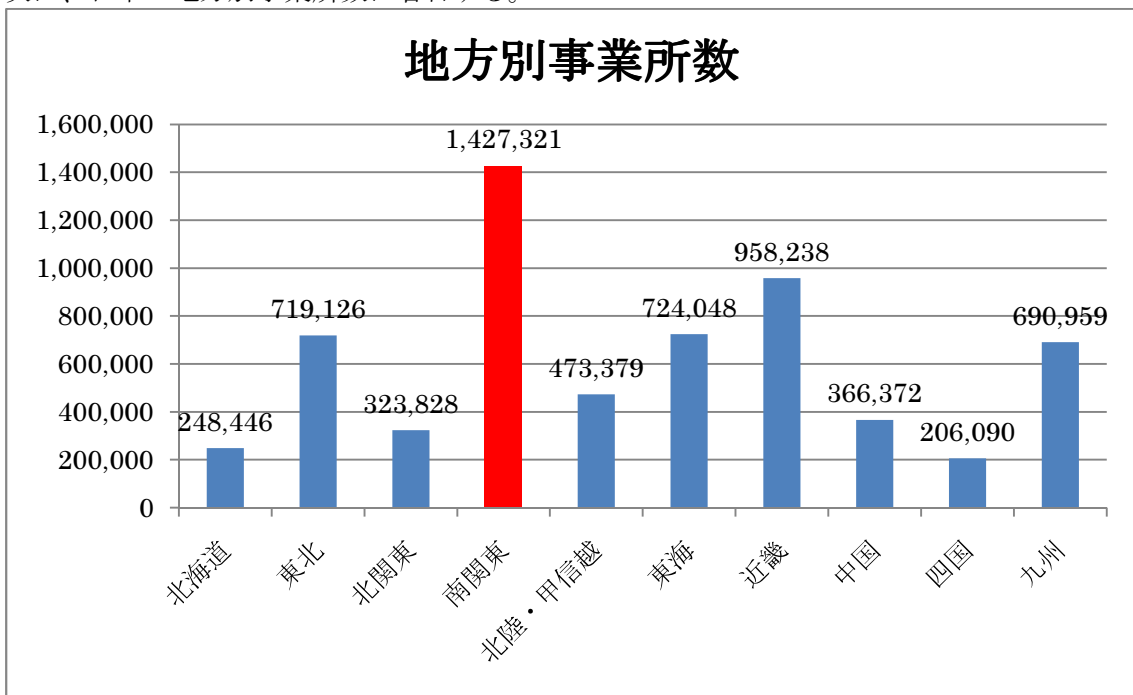
出典：総務省統計局『国勢調査報告』

※北海道は北海道、東北は青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県、北関東は茨城県・栃木県・群馬県、南関東は東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県、北陸・甲信越は新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・山梨県、東海は静岡県・愛知県・岐阜県・三重県、近畿は滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・兵庫県、中国は鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県、四国は香川県・愛媛県・徳島県・高知県、九州は福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県とする。

図1をみると、1955年以降南関東の人口が著しく増加していることが分かる。日本全国で1947年から2009年にかけて人口が約63.3%増加しているうち、南関東では1947年の1143万2千人から、2009年の3508万人と3倍以上に増加している。それに対し、近畿は1947年の1072万9千人から2081万4千人、東海は838万6千人から1517万2千人と約2倍弱増加しているものの、ほかの地方において人口の増減率が42.9%～-2.1%とほぼ横ばいである。日本の人口は東京・名古屋・大阪の三大都市圏、とくに東京を中心とした首都圏に人口が集中していることが分かる。

図 2：地方別事業所数

次に、日本の地方別事業所数に着目する。



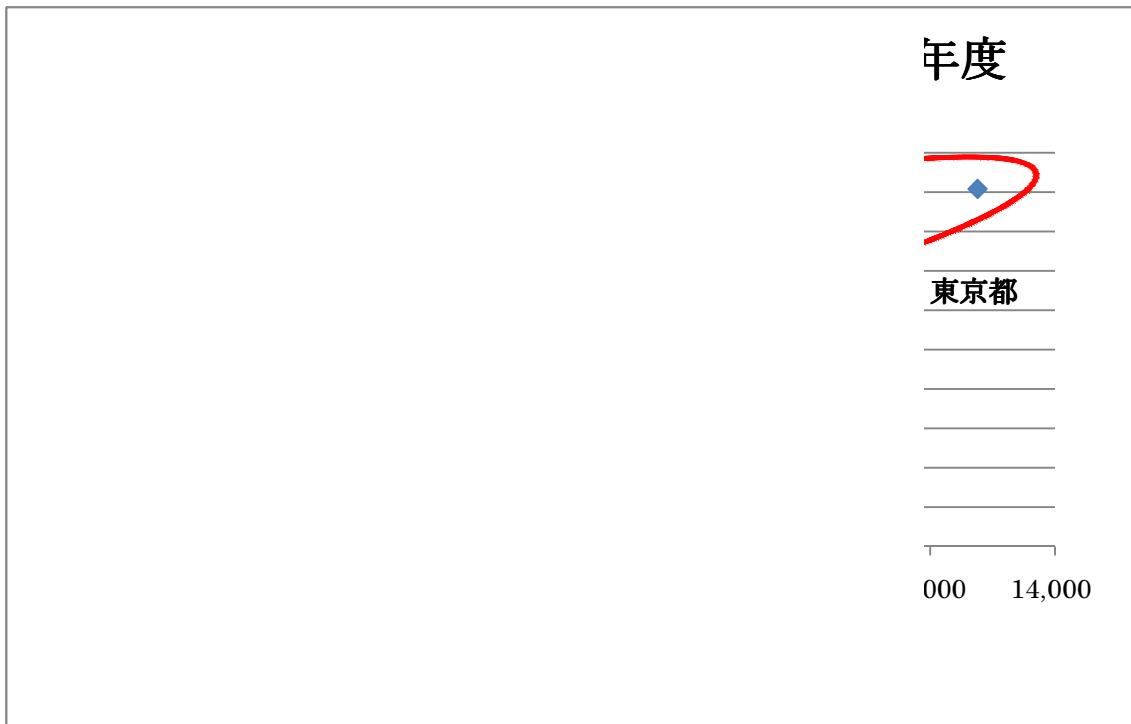
出典：総務省統計局平成18年事業所・企業統計調査

図2の日本全国にある事業所の所在数を見ると、人口と同じように南関東（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）に約23.3%集中している。近畿の15.6%、東海11.8%、東北11.7%、九州11.3%と続いている。やはり事業所数は東京・名古屋・大阪を中心とした大都市圏に集中している。

このように、人口・事業所は首都圏に一極集中している傾向がある。

東京に集中する理由として、様々なメリットが考えられる。図 3 によると、都道府県別一人当たりの所得と人口は正の相関関係があることが分かる。都道府県別一人当たりの所得で 1 位は東京都で、約 454 万円である。全国平均の約 306 万円を大きく上回っている。

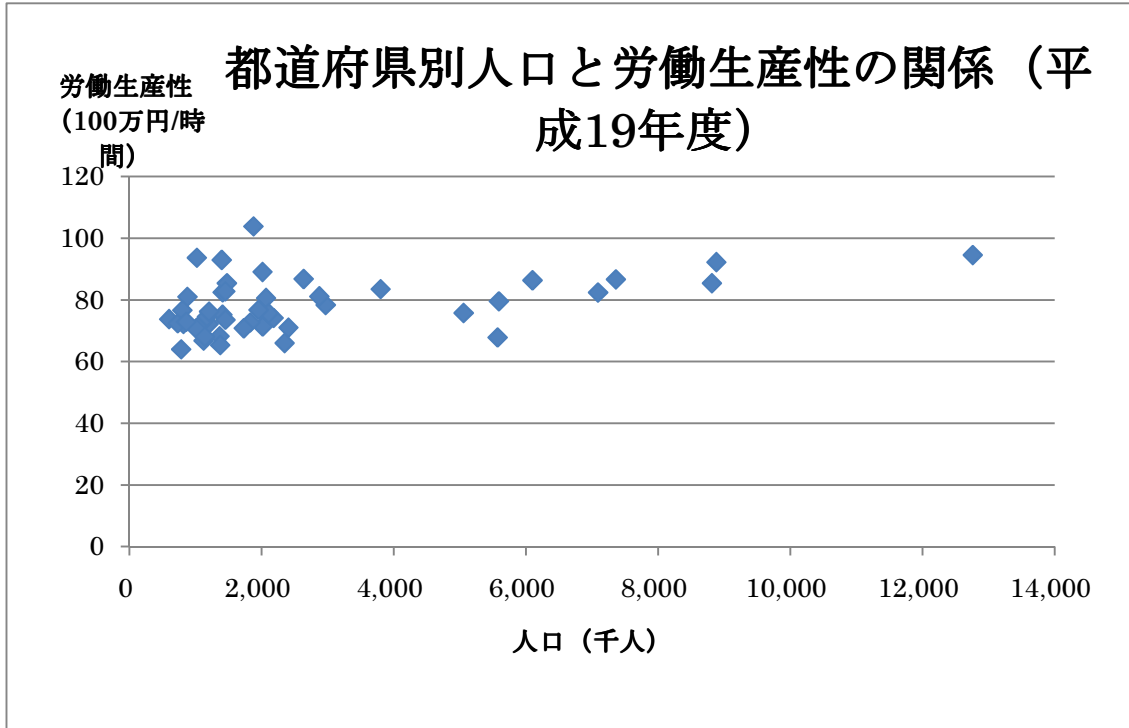
人口が集中するほど、そこに住む人の平均的な収入は増加するため、集中するメリットはあるといえるだろう。



出典：内閣府県民経済計算「1人当たり県民雇用者報酬」、総務省統計局「国勢調査」

また、図4は、都道府県別に見た人口と労働生産性の関係を表したものである。所得ほどに強い相関関係は見られないが、正の相関関係がみられる。人口が集中すると、技術や経験が集まり、高度な知識を必要とする産業が発展するためであると考えられる。なので、人口が集中するほど、効率的な生産活動ができるため、集中のメリットといえるだろう。

図 4：都道府県別人口と労働生産性の関係(平成 19 年度)

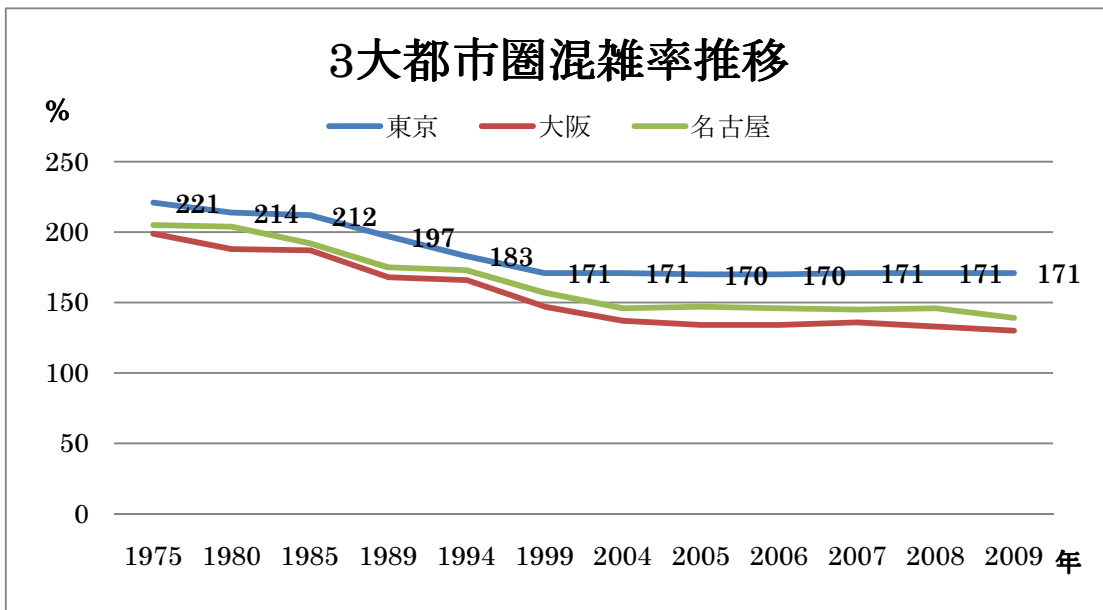


出典：内閣府県民経済計算「県内総生産」、総務省統計局「国勢調査」、厚生労働省「毎月勤労統計年報」

第 2 項 集中の弊害

人口や企業の事業所の大都市圏への集中の結果、都市が無秩序に拡大して様々な弊害が発生している。例として、大都市圏と地方、さらには大都市の内部においての経済格差が挙げられる。また、大都市内部において治安の悪化の問題、交通渋滞・通勤ラッシュ等の交通問題、大気汚染やヒートアイランド現象等の環境問題を引き起こしている。図 5 は日本の 3 大都市圏の鉄道の混雑率の推移を示したものである。鉄道網の整備が進んだため、1975 年の時と比べて混雑率は減少しているが、依然として高いままである。路線によっては 200% を超える混雑率を記録しているものもあり、通勤時のストレスの原因にもなっている。最近では交通網の整備の余地が少なくなったため横ばいとなっている。

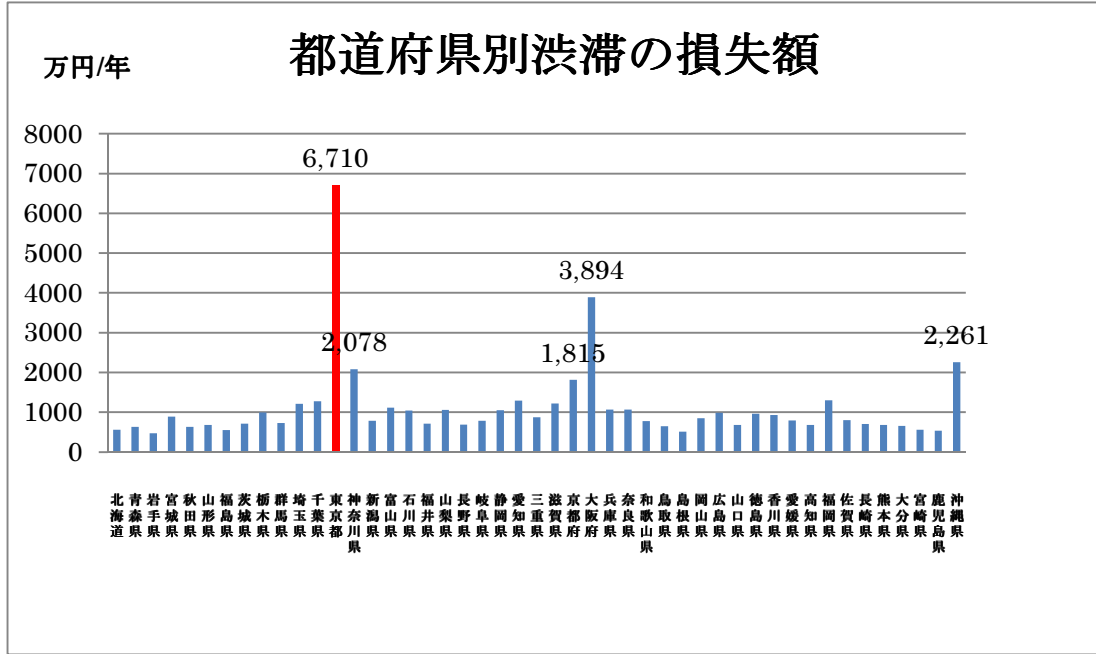
図 5：三大都市圏の鉄道混雑率の推移



出典：国土交通省 統計情報 三大都市圏における都市鉄道平均混雑率の推移

図 6 は都道府県別に見た、1km 当たりの渋滞の損失額である。1 位の東京は 6710 万円で、他の都道府県と比べて高い不経済が発生している。東京都、大阪府、神奈川県など大都市圏が上位に位置づけていて、集中するとより大きな外部不経済が発生するため、集中の弊害といえる。

図 6：都道府県別道路 1 km あたりの渋滞損失額



出典：国土交通省道路局

また、首都圏に経済・政治的機能が集中しているため、首都圏において地震などの大規模災害が起きた時に国の機能が麻痺してしまうといった災害リスクが顕在する。

第3項 過去の取り組み

人と企業が東京圏に集中している現状を受け、過去には工場の建設を制限する法律や地方圏での新産業都市建設、利便性の高い定住圏構築、多極分散型国土形成を進める法案が作られ、首都機能移転や地方分権の議論が進められてきた。また、地方都市によっては積極的に企業の誘致を進めている。

実際に東京一極集中の解消・地方圏の開発を目標とした政策として全国総合開発計画が挙げられる。第1次の拠点開発方式、第2次の大規模プロジェクト構想、第3次の定住圏構想、第4次の多極分散型国土形成促進法が行われたが、東京一極集中は解消されず、それどころか首都圏と地方との格差をさらに拡大させ、結果として失敗に終わった。

過去に制定された法律は工場三法が挙げられる。これらの法律の目的は、既成都市区域内の制限区域において産業・人口の過度の集中を防止し、都市環境の改善を図るものである。これらの法律の結果、製造業の近畿地方から中部地方へのシフトが図られた。一連の製造業の集中排除法案では、近畿圏だけが一方的に負担を強いられた形となり、近畿地方の相対的地位を低下させ、東京一極集中を進める要因の一つとなった。工場三法後の東京集中の傾向として、各企業は経営・企画・立案・情報等の機能を東京へ集中させた。

以上に上げたように、現状においては東京の一極集中の解消・地域圏の開発を目的とした政策や法律は存在するが、効果的には働かないどころか、東京への一極集中をさらに進めてしまった。

第2節 東京一極集中に対する問題意識

本稿では、現在のような東京への人と企業の集中の流れが将来にかけても続くことで、東京圏とそれ以外の地域との間の格差を広め、さらに東京圏への集中を進めてしまう可能性があることを問題意識として掲げている。

すでに東京圏とそれ以外の地域とでは、最低賃金や求人倍率といった点において格差が存在しているが、東京圏への人や企業の集中は現存する格差をさらに大きくすると予想される。また、過度の集中により、生活環境の悪化や環境問題も深刻化していくことが考えられる。

これらの問題を解消するために対策は必要だが、現在行われている東京への一極集中を解消することを目的とした政策では上記の問題が解決するには有効であると言えない。企業によっては東京から他の地域に業務の一部を移転しているが、それは日本の地方地域ではなく、より人件費の安い魅力的なアジア地域へ進出している。それにより国内での雇用機会や税収入の減少といった問題も考慮する必要がある。

現状ではますます東京の一極集中が進むことが予測されるが、東京の一極集中は様々な問題を抱え、日本の国民や経済に対して大きな影響を及ぼすものであると考える。ゆえにこれらの問題に対処していく必要がある。

第2章 先行研究及び本稿の位置づけ

本稿では、企業本社や事業所の東京圏への集中を止め、現在東京圏に集中している企業を他の地域、特に三大都市圏以外へ分散させる方法を示す。先行研究としては、大規模災害に備えた民間企業の本社機能一部地方分散化に関する調査研究会（H16）が存在する。その中では大手企業の本社機能が東京に一極集中する現状において、大規模災害における企業のリスク分散という観点から、北海道への本社機能一部分散化促進に向けた提言がなされている。提言の中では、企業のリスクマネジメントの実態やニーズ等を調査・分析するとともに、IT 等を活用した本社機能の一部地方分散化の可能性とその促進方法が検討されている。この研究から、リスクマネジメントの観点からも企業を地方へ分散させることが可能であるとわかる。

他の先行研究には、九州産業活性化センター（H22）が挙げられる。ここでは本社機能を誘致することで、地域経済の自立化を促進させることができるとして、九州へ本社機能を誘致する方法を提言している。具体的な方策としては、本社機能の新機軸に対する考え方を踏まえて誘致・拡充を促すものと、これまでもある程度取り組まれていたことをさらに高めて誘致・拡充を促すものが挙げられている。

企業の東京一極集中は企業にとっても、東京圏以外の地域にとっても解消すべき問題であると考えられる。それゆえ本稿では、現在東京に本社や事業所を置く企業を地方へ分散させる提言をする。現時点において企業を地方へ分散させる目的の研究は存在するが、実際にそれらが有効であるか、現実的であるかは疑問である。

本稿では提言するにあたり、まず分散させる業種を特定する。全業種を対象とするのではなく、分散させる業種を絞ることを他の研究にはないオリジナリティとする。そして現実的かつ実現可能性が高い方法を検証し、その業種の企業を地方へ分散させる政策を提言する。

第3章 分析

第1節 業種の特定

本稿では、まず東京圏から地方へ分散させる業種を特定の業種に絞ることとする。具体的には、卸売業、インフラ産業、情報通信業、銀行、製造業（メーカー）のそれぞれについて性格や集中の度合い、その他各業種の現状を考察する。分散させる業種を特定した後、具体的に分散させる方法を分析する。

第1項 業種分析

（1）卸売業

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

1. 小売業または他の卸売業に商品を販売するもの。
2. 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁などの産業用使用者に商品は大量または多額に販売するもの。
3. 主として業務用に使用される商品 {事務用機械および家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など} を販売するもの。
4. 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く）
5. 他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、または中立人として商品の売買のあっせんをするもの。

*統計局 日本標準産業分類（平成19年11月改定）より

現状

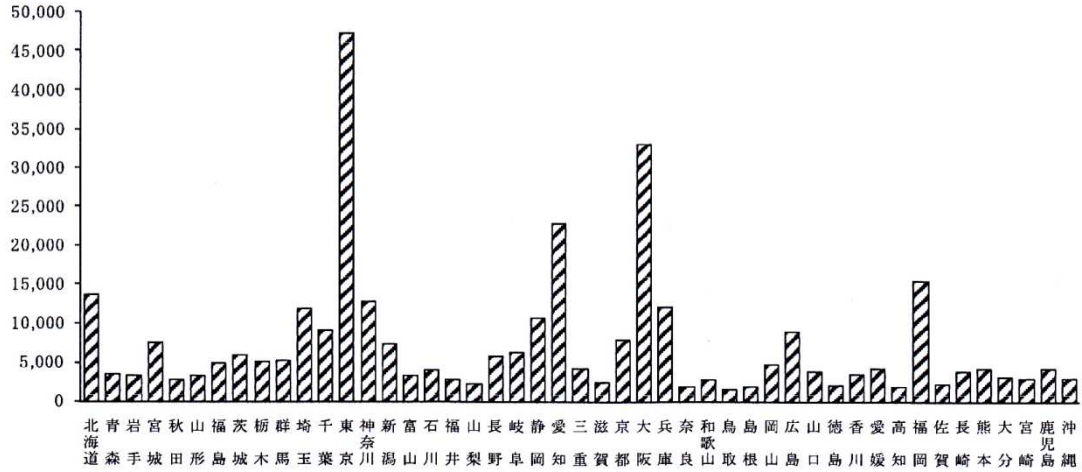
まずは卸売業の現状を、それぞれ都道府県別に事業所数と年間商品販売額の二つの側面から分析してみる。

1. 事業所数

全国の事業所数を都道府県別にみると、東京が4万7270事業所（構成比14.1%）と最も多く、次いで大阪が3万2985事業所（同9.9%）、愛知が2万2848事業所（同6.8%）、

福岡が1万5385事業所（同4.6%）、北海道が1万3687事業所（同4.1%）、と上位5県で約4割を占めている。

図7：都道府県別卸売業事業所数

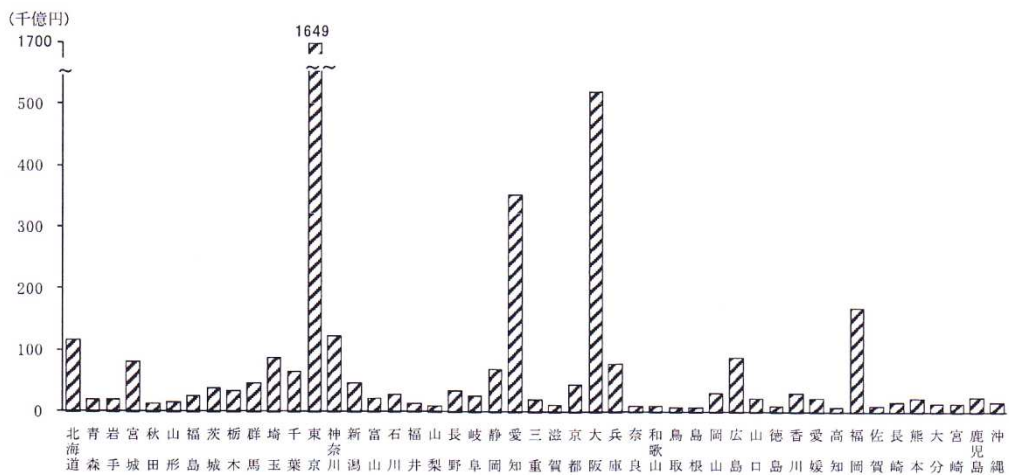


出典：経済産業省『平成19年 商業統計確報』

2. 年間商品販売額

都道府県別にみると、東京が164兆9324億円（構成比39.9%）と約4割を占め、次いで大阪が52兆97億円（同12.6%）、愛知が35兆1517億円（同8.5%）、福岡が16兆7702億円（同4.1%）、神奈川12兆3988億円（同3.0%）となっており、上位3県で6割を占めている。

図8：都道府県別卸売業年間商品販売額



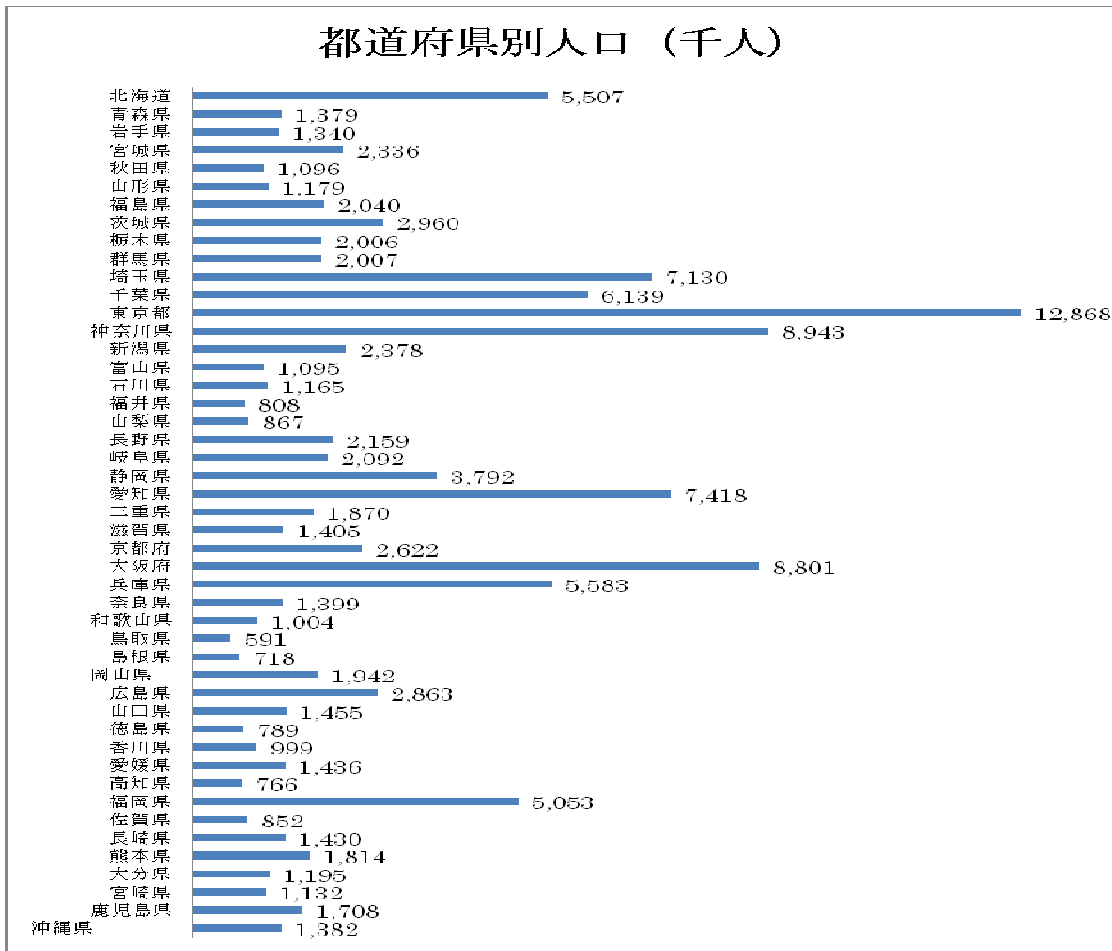
出典：経済産業省『平成19年 商業統計確報』

考察

上記のように、卸売業の事業所数や商品販売額がある特定の都道府県に偏ってしまう理由として、都道府県別にみた人口の偏りが考えられる。卸売業は、小売業、運輸業、飲食店、宿泊業などを中心とする第三次産業に主に商品を卸しているが、その第三次産業は消費者に対して直接サービスを提供する産業である。よって、消費者の多く存在する場所・地域・都市で営業する傾向にある。すると、輸送コストや機会コストを考慮し、必然的に人口の多い所に卸売業も集中してしまうと考えられる。

また、商品販売額のグラフにおいて東京が突出しているのは、他の商社に比べ取引額が非常に大きい大手総合商社が東京に集中しているためと考えられる。図1、図2と下記の図3を見比べると、やはり人口の多い都道府県で事業所数が多く、商品販売額が高いことが分かる。

では、卸売業を地方や過疎地に分散することで、人口の東京一極集中を緩和できるだろうか。上記の通り、卸売業は人口の多い場所に分布する性質があるので、卸売業が地方や過疎地に分散するメリットはない。したがって、卸売業を地方や過疎地に分散させるという政策は、人口の東京一極集中を緩和させるには効果がないだろうと予想できる。



出典：総務省統計局都道府県，男女別人口及び人口性比－総人口，日本人人口（平成 21 年 10 月 1 日現在）

(2) インフラ産業

本稿では、電気業とガス業に絞って話を進めていく。電気業とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業所またはその事業所に電気を供給する事業所をいう。自家用発電の事業所も電気業に含まれる。ガス業とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業所、一定数量以上の需要に応じて導管によりガスの供給を行う事業所、および自らが維持し運用する一定規模以上の導管でガスの供給を行う事業所をいう。

*統計局 日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）より











現状

まずは電気業・ガス業の現状を、企業の売上構成比を用いて分析してみる。

1. 電力

下記の図 10 は、電力会社の売上高及び構成比を示したものである。東京電力が 5 兆 8875 億円（構成比 32.1%）で 3 割以上を占め、次いで関西電力が 2 兆 7895 億円（同 15.2%）、中部電力が 2 兆 5099 億円（同 13.7%）、東北電力が 1 兆 8432 億円（同 10.0%）、九州電力が 1 兆 5241 億円（同 8.3%）となっており、上位 3 社で約 6 割を占めている。また上位 3 社は、いずれも三大都市圏で電力供給を行っている会社である。

図 10：電力会社売上高上位 10 社











| | 企業名 | 売上高 (億円) | 売上高 構成比 ※ | 電力会社 売上高構成比グラフ |
|----|---------------|-------------|-----------------|--|
| 1 | 東京電力 | 5 兆 8,875 | 32.1% |  |
| 2 | 関西電力 | 2 兆 7,895 | 15.2% |  |
| 3 | 中部電力 | 2 兆 5,099 | 13.7% |  |
| 4 | 東北電力 | 1 兆 8,432 | 10.0% |  |
| 5 | 九州電力 | 1 兆 5,241 | 8.3% |  |
| 6 | 中国電力 | 1 兆 1,737 | 6.4% |  |
| 7 | J-POWER（電源開発） | 7,049 | 3.8% |  |
| 8 | 四国電力 | 6,351 | 3.5% |  |
| 9 | 北海道電力 | 5,949 | 3.2% |  |
| 10 | 北陸電力 | 5,246 | 2.9% |  |

出典：業界動向 search.com <http://gyokai-search.com/3-denryoku.htm>

2. ガス

下記の図 11 は、ガス会社の売上高及び構成比を示したものである。東京ガスが 1 兆 6601 億円（構成比 37.3%）で約 4 割を占め、次いで大阪ガスが 1 兆 3267 億円（同 29.8%）、東邦ガスが 4745 億円（同 10.7%）、西部ガスが 1679 億円（同 3.8%）、静岡ガスが 1124 億円（同 2.5%）となっており、上位 3 社で約 8 割を占めている。さらにガス業界においても、上位 3 社は、いずれも三大都市圏でガスの供給を行っている会社である。

図 11：ガス会社売上高上位 10 社

| | 企業名 | 売上高 (億円) | 売上高 構成比 ※ | ガス業界 売上高構成比グラフ |
|----|----------|-------------|-----------------|---|
| 1 | 東京ガス | 1 兆 6,601 | 37.3% |  |
| 2 | 大阪ガス | 1 兆 3,267 | 29.8% |  |
| 3 | 東邦ガス | 4,745 | 10.7% |  |
| 4 | 西部ガス | 1,679 | 3.8% |  |
| 5 | 静岡ガス | 1,124 | 2.5% |  |
| 6 | 日本瓦斯 | 1,112 | 2.5% |  |
| 7 | 京葉瓦斯 | 894 | 2.0% |  |
| 8 | 広島ガス | 829 | 1.9% |  |
| 9 | 北海道ガス | 699 | 1.6% |  |
| 10 | 関東天然瓦斯開発 | 482 | 1.1% |  |

出典：業界動向 search.com <http://gyokai-search.com/3-gass.htm>

考察

以上の図 4、図 5 と図 3 を見比べると、電気業・ガス業では人口が多い都市で活動している企業の売上高が高いことが分かる。電力・ガスの供給先は、一般家庭、オフィス、工場など多岐に渡り、電力・ガスは人々の生活と絶対に切り離すことが出来ない存在である。そのため電力業やガス業において、人口の多い大都市で営業している企業の売上高が高くなるのは必然的であり、企業は供給先の多い場所で活動する性質がある。

では、人口の東京一極集中を緩和するために、電気業・ガス業を地方や過疎地に分散する政策をとることは有効だろうか。まず上記のように、電気業・ガス業の企業が分布する性質より、消費者が大都市に集中している限り地方や過疎地に分散して営業活動を行うメリットはない。

しかし一方で、生産地から供給先への輸送コストの削減が進めば、地方や過疎地に発電所などを建て、それにより雇用を創出できるのではないかと考える。従って電気業・ガス業において、営業所・事業所は現状のまま大都市を中心に残しつつも、輸送コストを削減し発電所などの工場を地方や過疎地に移転するという政策は、人口の東京一極集中を緩和することに有効ではないかと考える。

(3) 銀行

銀行について考察するにあたり、都市銀行と地方銀行を区別した。法律上は同じ普通銀行の一種として扱われるが、以下に記すように都市銀行と地方銀行では規模や経営範囲が異なるからである。

1. 都市銀行

都市銀行とは、普通銀行の中で東京や大阪などの大都市に本店を構え、全国展開している銀行であり、その中でも更に特別に大きな銀行をメガバンクと呼ぶ。一般には、日本の高度経済成長期に前後して成立した都市銀行 15 行体制の流れを汲む銀行を指すことが多い。

大手銀行は、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、三菱東京フィナンシャルグループの 3 つであり、いわゆる 3 大メガバンクである。

2. 地方銀行

地方銀行は、定義としては全国地方銀行協会に加盟する銀行である。加盟行の多くはその本店所在道府県で最大規模の金融機関である。地方銀行の融資先の大半は地元の中小企業であり、預金の大半は個人の定期預金で占められている。

地方銀行は、その地域の住民や企業、地方公共団体などと深く結びついており、地域金融の円滑化に貢献している。メガバンクのような全国的な展開には欠けるが、地域において大きな影響力を持っている銀行である。

現状

都市銀行と地方銀行の現状について、市場シェアと選ばれる理由を見た。

1. シェア

市場における預貯金残高合計のシェアをみると、都市銀行が 31%、地方銀行が 20% となっている。次に都市銀行と地方銀行の支店数をみると、都市銀行は約 2100 店舗、地方銀行が約 7500 店舗であり、地方銀行は都市銀行のおよそ 3.5 倍多く支店を持つことがわかる。

2. 選ばれる理由

利用者は取引金融機関を決定する際、最も考慮に入れるものは「近所に店舗や ATM があるから」であり、その次に経営の健全性、店舗網の全国展開と続く。

考察

全体的に見れば都市銀行のシェアは大きいですが、その銀行が選ばれている理由は近くに ATM があるからなど、使い勝手がいいからというものである。仮に銀行の本部機能が現在の場所から他の場所へ移ったとしても、利用者の意思決定の方法は変わらず、使い勝手を重視して銀行を選ぶものと考えられる。それであるから、銀行の本店所在地を移すことにメリットは存在せず、ゆえに、都市銀行は情報等の面でメリットがある東京に、地方銀行は地域との結びつきを維持するためそのまま地方に、現状のまま本社・本社機能を置き続けることが最善である。よって本稿では、銀行は分散させる対象に加えないものとする。

(4) 情報通信業

情報通信業は、情報の処理、送信、加工を行う業種であり、日本標準産業分類では通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業の5つに分類されている。現代において情報通信技術は、単にインターネットによる情報入手だけの目的ではなく、企業の生産性の向上による競争力強化をはじめ、情報家電の普及による暮らしの快適性の向上など、さまざまな分野において大きな変化をもたらしている。

総務省の「通信利用動向調査」によると平成18年度末のインターネット利用人口普及率は68.5%と急速に情報化が進んでおり、これからもますます人々の生活になくてはならないものであり、成長が期待される業種である。

現状

情報通信業は現状として、2004年東京にある事業所数は1万8557所、従業者数は64万1171人となっており、全国に占める割合は、それぞれ34.1%、46.4%と高く東京への集積が顕著になっている。また都道府県別上場企業本社数を見ても77.0%が東京に本社を置いており、全業種の中で最も東京へ集積している。

一見して、東京に会社を置かなくてもインターネットの特性からどの場所からでも情報を発信することができるように思えるが、現状では高い比率で東京に集積している。情報通信業が東京へ集積している理由は以下の3点に挙げられる。

1：顧客となる企業や中央省庁が東京に集積していることが挙げられる。東京には情報通信業の取引相手となる都市銀行や証券会社等の金融業や製造業、サービス業等の企業が集積しているため、これらの企業の動向や情勢をすぐに情報として手に入れやすいため東京に本社や事業所を置く傾向が高い。また大手のIT企業が東京に立地することにより、関連IT企業がその周辺に立地することでさらに集積を強めている。

2：取引の上で依然として顔を直接合わせる事が重要と考えられていることが挙げられる。情報通信業といえどもすべてを机上で行うことには限界があり、実際に食い違いが生じないためにも取引相手と会って話すことが重要である。また、インターネットは情報としては早いですが、取引の際に現物を手に取って確かめる必要性もあるため取引会社の多い東京に会社を置くことが取引コストの面からもメリットが大きい。

3：ネットインフラが大都市圏から優先して整備される現状が挙げられる。地方の人口の少ない地域ではネットインフラが整備されるのが遅いこともあり、充実している都市部から会社が置かれてきた歴史的背景も集積の原因である。

考察

このように情報通信業は現状を踏まえたうえで地方へ分散させることは、企業にとってメリットが少なく、集積していることでスムーズに取引を行うことができ、利益を上げている業種なので現状維持が望ましい。

(5) 製造業（メーカー）

製造業とは原材料などを加工することによって製品を生産・提供する産業である。製造業は一般的に、消費者をメインの相手として活動する Business To Customer (BTC) 企業と、企業をメインの相手として活動する Business To Business (BTB) 企業の二つに分類されるが、本稿では特に区別をしないこととする。

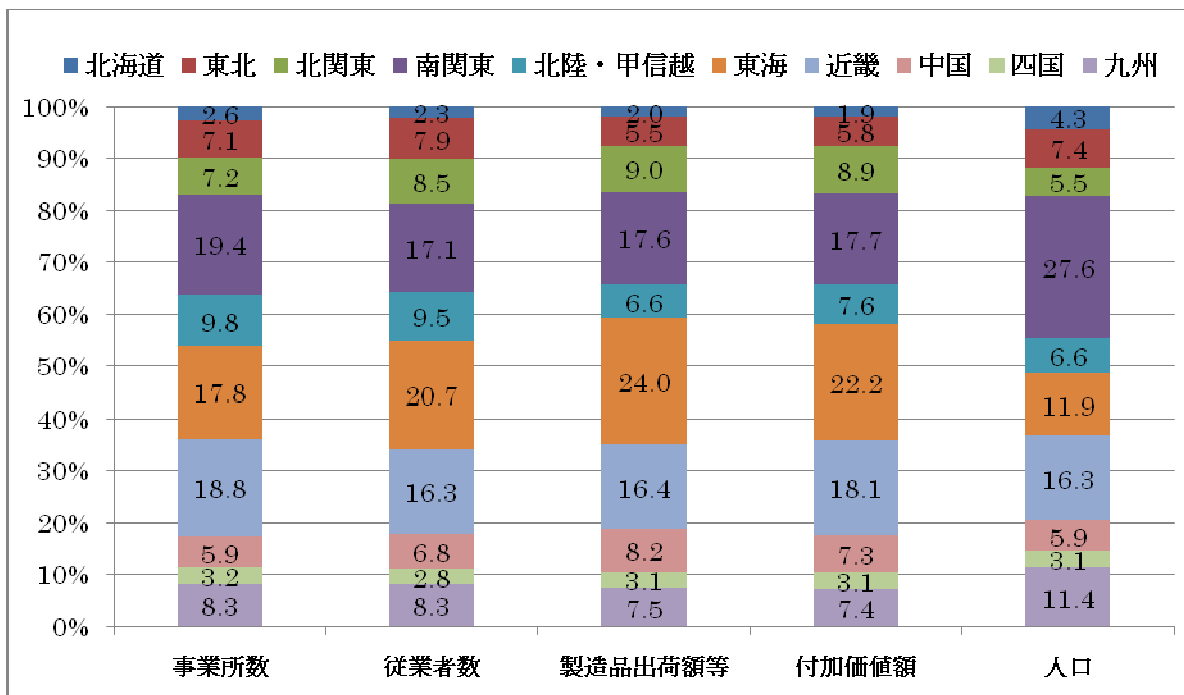
製造業は他に挙げた業種と比べて波及効果が大きい。製品を生産するために原材料や機械設備などを必要とするため、製品に関連する他の産業の生産活動にも影響を与えるからである。また、その波及効果の大きさから、景気の動向に影響を与える業種でもある。

現状

製造業の現状として地方別製造業構成比、人口と製造業の関係、近年の問題点を見る。

1. 地域別製造業構成比

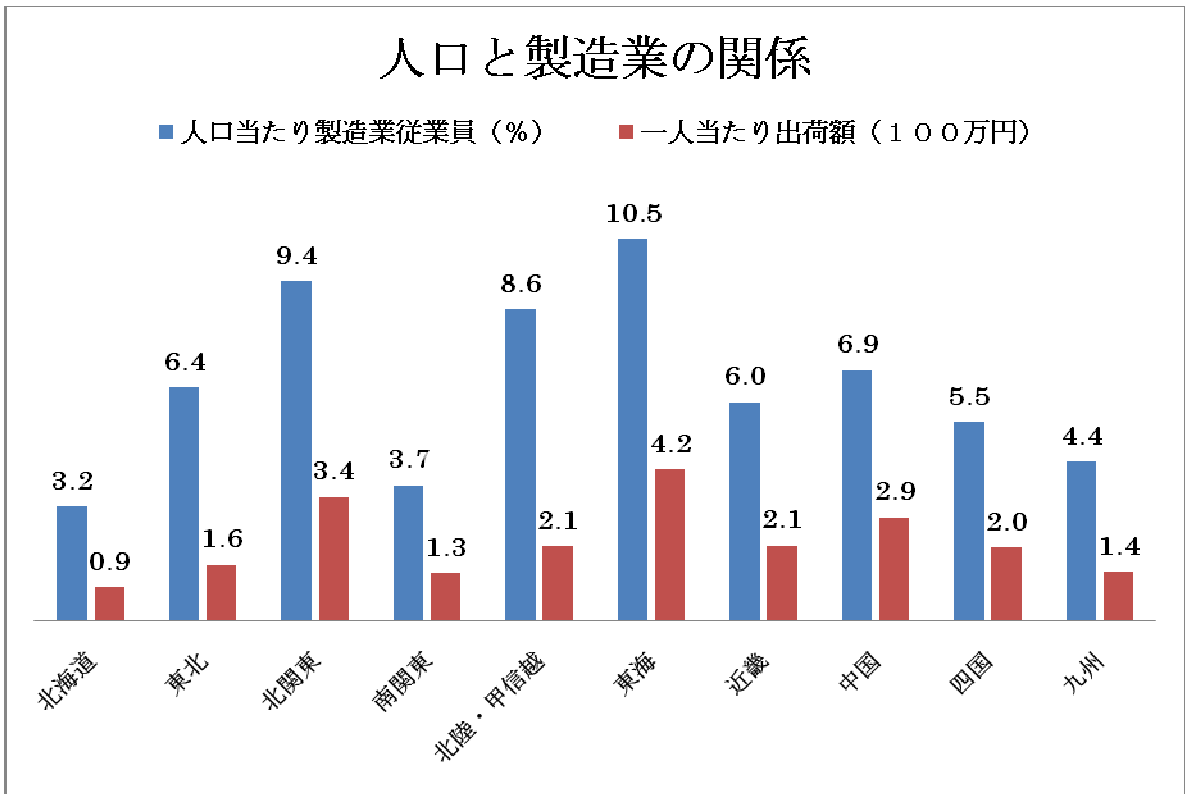
下の図 1 2 は製造業の事業所数と従業員数、製造品出荷額、付加価値額、人口の地域ごとの構成比を示している。事業所について見ると、南関東地域に 19.4%、東海地域に 17.8%、近畿地域に 18.8% となっており、これら地域で 56% を占めている。



出典：平成 21 年度工業統計調査速報

2. 人口と製造業

下の図 13 は各地域の人口当たり製造業従業員数(%)と一人当たり出荷額を示したものである。人口当たりで見ると南関東は値が小さく、東海・北関東・北陸・甲信越地方が高い値となっている。



出典：平成 2 1 年度工業統計調査速報

3. 近年の問題点

近年、製造業は以下の 2 つの問題を抱えている。

(1) 円高問題

2010 年 8 月下旬に行われた政府の閣僚懇談会では、1 ドル 85 円台の円高が継続した場合、製造業の 4 割が工場や開発拠点を海外に移転するとして緊急調査の結果が報告された。円高の急速な進行で、対ドルで製造業の約 6 割が、ユーロでは約 5 割が減益になると回答。その報告から、円高が企業業績に深刻な打撃を与え、国内産業の空洞化が加速する恐れが強いことが鮮明となった。

(2) 雇用問題

不況による雇用の縮小。非正規雇用者のいる事業所は製造業の 75.6% になり、企業の業績が悪化した際には、「派遣切り」という言葉の通り、真っ先に非正規雇用者が解雇される現状がある。厚生労働省の調査結果によれば、08 年 10 月～09 年 3 月の間に 15 万 7806 人も

の非正規労働者が職を失うと推定された。雇用者の減少は税金、デフレ経済へ大きな影響を与えるため、考慮する必要がある。

考察

上で見た地域別製造業構成比から、製造業は東京圏に集中していると考えられる。一方で、東京を含む南関東地域の一人当たり出荷額が他の地域と比較しても決して大きくなく、単に人口が多いという理由で企業が東京に集中しているわけではないといえる。よってそのことから、東京へ集中している理由となる要素を地方が持つことができれば、現在東京に集中している企業を地方へ分散させることは可能であるとする。

また近年の問題点について、企業が地方へ進出することで国内産業の空洞化を防ぎ、雇用対策にも何らかの影響を与えることが推測できる。

第2項 本稿の対象とする業種

なぜ製造業の分散に特化するのか。

総務省統計局発表の事業所・企業統計調査産業分類一覧によれば、日本の業種は以下の通りに分類される。

農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されないもの）の18種とされている。

分散が不可能なものとして、農業、林業、漁業、鉱業があげられる。これら4種の特徴としては、それぞれの地域の気候や資源に依存している点が挙げられる。例えば北海道や北陸で行われるカニ漁を東京や沖縄に分散してやることは不可能である。

建設業、運輸業、不動産業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス業、サービス業の8種は人口への依存が大きい業種である。都市から地方にこれらの業種を移転させるには人口の移動が必然的に求められる。人口の移動は地方が整備されてから起こるものと考え、今回これらの業種は考慮する必要がないと考えた。

公務に関しては、都道府県機関、市町村機関といった既に分散されているものであるため、考慮する必要がないと考えた。

残りの電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、卸売・小売業、金融・保険業については先述した通り、分散に適していないとする。

また製造業の分散が他の業種よりも適している点として、

- ・国内総生産（名目）における産業別構成比の21%を占める（平成17年）
- ・国内の産業別従業者数の17.4%を占める（平成18年）
- ・波及効果が大きい
- ・分散の成功例がある

が挙げられる。

第2節 過去の政策

第2節では、過去に東京一極集中の解消と地方の発展を目的として行われた政策を分析し、その効果と問題点を挙げる。次の第3節でみる、企業誘致の事例と合わせて過去の政策の成功要因と失敗要因を分析することで、現在の東京一極集中に至る流れと、製造業を地方へ分散させるに当たり必要な要素と避けるべき方策を明らかにする。具体的には、本節では全国総合開発計画（第一次～五次）と工場三法を見る。

第1項 全国総合開発計画

1. 全国総合開発計画とは

旧国土庁（新全総までは経済企画庁）が策定している計画で、日本の現状を把握した上で今後どのように国土計画を進めていくかを提示したものである。全国総合開発計画（全総）は、日本の国土計画の道しるべのような役割を担っている政策である。

2. 全国総合開発計画（全総）の歴史

① 全国総合開発計画（一全総）昭和37年策定、目標年次：昭和45年

<背景>

当時、岩戸景気により工業の盛んな都心部と農村との人口や生活レベル等の格差が生まれてきた。つまり地域格差問題が顕著に現れてきた。また、都心部においては人口集中により下水道整備等の生活基盤整備の立ち後れが目立ち始めたことも問題となった。

<目的>

地域格差の是正、都市基盤整備の充実を目指し、目標年次を昭和45年として施行された。

<政策>

「拠点開発方式」が採用された。「拠点開発方式」とは、大都市圏からある程度離れた地域に、工業地域や都市を開発する拠点（開発拠点）を配置し、それらを大都市圏と交通・通信網で結ぶ開発方式である。地域格差等の問題は工業の発展が大都市に集中したことが要因であることから、目標達成のためには工業や都市の分散を図ることが重要であった。

<結果>

地域開発ブームがエスカレートし、地域社会を根底から揺り動かすことになった。工業の地方分散を唱えた全総だが、実際企業は集積の利益を求めて立地するという動きが活発で、環境問題や社会的費用負担についての配慮がなかった。そのため過疎・過密は進展し、都市における渋滞と混雑の激化、公害による環境悪化、地価高騰など、高度成長の負の部分は1960年代が深まるに連れて急速に拡大した。そして、公害問題の深刻化によって、各地で工業立地反対運動が盛り上がっていった。全総は日本経済が計画の想定をはるかに上回るスピードで成長したために、計画と現実との乖離は無視し得ないものとなった。

② 新全国総合開発計画（新全総）昭和 44 年策定、目標年次：昭和 60 年

<背景>

過密・過疎、環境破壊の全国的広がりや、住民福祉の遅れ、地方経済の疲弊などに対する批判の声が世論となり、政府の高度成長型経済政策と地域開発政策は、根本的な転換を迫られることになった。ところが 1969（昭和 44）年 5 月に誕生した「新全国総合開発計画」は、こうした世論とはおよそかけ離れ、1960 年代に見た経済大国化を一層強く求める内容を有していた。

<目的>

基本理念は「豊かな環境の創造」であり、過密・過疎の解消、人間と社会の調和を目標としている。また計画の特徴として、国や地方自治体と民間企業が共同出資して開発していこうという第三セクター構想などが挙げられる。そのため新全総は特定地域や太平洋ベルト地帯に開発対象を限定せず、開発の基礎条件を整備しながら地域間分業を推進し、国土全体に開発可能性を拡大追求していく構想を有していた。

<政策>

全国を中央地帯（三大都市圏と瀬戸内地区を結ぶ一帯）、北東地帯（苫小牧東部、むつ・小川原、秋田湾周辺）、南西地帯（周防灘から宿毛湾、志布志湾に至る）の三地区に区分し、中央地帯には中枢管理機能や文化機能の集積した巨大都市地帯を整備し、北東地帯と南西地帯には大規模工業基地・巨大農業基地・巨大観光基地を配置する構図。その上で、各地帯間を新幹線・高速道路・航空路・データ通信網など交通通信ネットワークで結び合わせ、地域間に分業関係を構築し、全国を一日行動圏として開発するネットワーク型開発構想を描いていた。また、都道府県を越える広域的開発を円滑に推進するため、自治省では全国に広域市町村圏を設置し、開発体制の整備を図っていった。

<結果>

大規模プロジェクト構想は、四大公害裁判による被害住民の全面勝訴などを契機に、公害・環境破壊に対する厳しい世論と生活環境の優先整備を主張する革新自治体の誕生に直面し、見直しを求められた。更に、田中角栄が主張した「日本列島改造論」をきっかけに、開発を期待した土地投機・地価高騰が全国的に巻き起こり、用地買収が困難になるなど新全総は岐路に立たされることになった。

③第三次全国総合開発計画（三全総）昭和 52 年策定、目標年次：10 か月後

<背景>

新全総の策定以後、過疎過密問題、土地問題、環境問題の深刻化に伴い 計画の総点検を行ってきていることや エネルギー問題、食糧問題等に関連して、計画の見直しが必要となった。また、新しい経済政策との調整の必要性が高まり、超長期の展望の元に安定した均衡ある国土の利用を確保する必要があるという理由から、新全総計画施行中に閣議決定された。

<目的>

基本目標を、国土を保全した上での開発と、経済社会の新しい変化に対応することとしている。居住環境の総合整備を進めることにより、地域格差等の諸問題に対応することを目標とした開発方式を提案した。

<政策>

三全総の開発方式は「定住構想」である。「定住構想」とは、大都市への人口集中を抑制する一方で、地方を振興し、過疎過密問題に対処しながら全国土の利用の均衡を図り、人間居住の総合的環境の形成をする方式である。つまり、三全総では特に地方の居住環境を整備することによって地域格差を是正する方法をとった。

<結果>

過去2回の机上の現実味のない政策から路線変更されたが、結局、地方は地域開発において自助努力を強いられることになり、未だに財政力の弱い自治体では中央からの補助金に頼らざるを得なくなってしまう。

④第四次全国総合開発計画（四全総）昭和62年策定

<背景>

策定当時、大阪圏等の大都市圏への集中はほぼ横ばいで推移しているものの、東京圏に関しては人口集中が進んで、いわゆる東京一極集中の傾向にあった。それに加えて、産業構造においてサービス産業を主とする第3次産業の成長が著しく、工業を主とする第2次産業を追い抜いたことなどが、四全総の背景として挙げられる。

<目的>

都市問題の側から国土開発を捉えたものである。地域活性化のためには、多様な産業振興施策の展開や、また全国的なネットワークを考慮して三全総の定住構想をさらに発展させる必要があることを指摘した。

<政策>

目標達成のための開発方式として「交流ネットワーク構想」を打ち出した。三全総における定住構想に、交流ネットワークの概念を加えた開発方式である。つまり、独自性のある地域開発を行うのと同時に、交通・通信のネットワークの整備や姉妹都市をはじめとする各地域間での交流を促進することにより、多極分散型国土の形成、地域格差の是正をめざす開発方式といえる。そのため、先の「基本フレーム指標」については、三全総と同じく様々な指標が設定されており、特に「交流ネットワーク構想」「国際化の進展」に基づいて、交流に関する指標が三全総と比較して大幅に増加していることが特徴である。

<結果>

バブル経済が崩壊するとともに、新全総と同じく計画と現実の乖離を露呈した。そして、1998（平成10）年の橋本龍太郎内閣によって五全総が策定されると共に、四全総はその役割を終えた。東京一極集中の是正、首都改造など、四全総に盛り込まれた目標の達成は未だならざるところであり、その目標の大半は方策を変えつつも五全総に引き継がれることになった。

⑤21世紀の国土のグランドデザインー地域の自立の促進と美しい国土の創造ー（五全総）

平成8年策定、目標年次：2010年～2015年

<背景>

人口増加の終焉や環境保全の重視等、社会状況の変革に対応するため、これまでの計画（一～四全総）とは全く異なる新しい全総を、という理念の下に策定された。

<目的>

東京一極集中の是正のために、四つの国土軸からなる「多軸型」国土の形成を、超長期の目標として提唱している。超長期に設定されているのは、かつての四度にわたる全総でも同じ目標を掲げながら、いまだにそれが実現できていないことと関わっている。

<政策>

国よりも地域が主体となり、住民や企業などの多様な主体による「参加と連携」方式を掲げている。従来の全総は目的が国土の総合的な利用・開発・保全であったため、施策分野的にも国による総合的な観点が求められていた。五全総においては、全総における政府の主導性が弱まっていることが窺える。

五全総のなかの「多軸型」とは、具体的には以下の4軸を構想している。

- ① 東国土軸：中央高地から関東北部を経て、東北の太平洋側、北海道に至る地域。
- ② 日本海国土軸：九州北部から本州の日本海側、北海道の日本海側に至る地域。
- ③ 太平洋新国土軸：沖縄から九州中南部、四国、紀伊半島を経て伊勢湾沿岸に至る地域。
- ④ 西日本国土軸：太平洋ベルト地帯。

太平洋ベルト地帯は明治以降 100 年を超す時間が費やされて形成されたことから、これら4軸も長期的な視野に立って取り組むとしている。

<予想>

今年（2010 年）から実施されているが、今日の長引く不況からの脱出や東京一極集中の是正、国総法の改正など課題は山積みであり、今後これらの問題に政府がどう対処していくかによって変わるものと考えられる。

第2項 工場三法

1. 工場三法

工場三法とは工場等制限法、工場再配置促進法、工場立地法の総称である。

2. 各法律の詳細

①工場等制限法（2002年廃止）

正式には、「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」（1959年制定）と、「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」（1964年制定）の2つの法律の総称である。

これらは、産業・人口の過度の集中を防ぐことを目的とし、具体的には都市部に制限区域を設け、その区域での一定面積以上の工場などの新設・増設を禁止するものであった。

工場等制限法が制定された当時は、高度成長期で工場廃水等による公害問題が深刻であり、環境の悪化を阻止するために必要な措置だったと言える。しかし、公害を防止する技術や対策が進み、工場制限法の持つ環境の悪化を防ぐという役割は次第に低下していった。一方、1985年以降進んだ円高によって製造業の生産拠点が海外への移転したこと、すなわち産業空洞化の問題に対しては、工場の新設・増設を禁止した工場制限法により、首都圏や関西の産業空洞化に拍車をかけたと考えられる。

②工場再配置促進法（2006年廃止）

この法律は、地方の発展を目的として1972年に制定された。具体的には過度に工業が集積している地域（移転促進地域）から、工業の集積の程度が低い地域（誘導地域）への工場の移転・増設を促進するものであった。

近年において、企業の生産拠点の海外移転や、工場等制限法が廃止されたことなどから法律の有効性が減少し、廃止された。

この工場再配置促進法による工場の再配置の結果、移転促進地域（大都市圏）と誘導地域（地方）の工業出荷額のシェアが逆転するなど、工業再配置政策は一定の成果があり、有効であったと考えられる。

③工場立地法

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的として、1973年に制定された。この中では工場の敷地面積に対して、生産施設面積に上限を設けるとともに、一定割合（20%）以上の緑地等の環境施設面積を義務づけており、環境保全を強く考慮した法律であるといえる。

その一方で、工場を持つ企業にとって工場立地法の規制は、立地企業の敷地利用を大きく制限するものであるから、土地生産性を低下させ、企業の国際競争力にも影響を及ぼすと懸念されている。

また、企業にとってはさらに、規制がネックとなり工場の新增設や建て替えができないことや、工場の建てかえの際に規制に対応するためのコストが大きいこと、それにより工場転出の懸念が増大することなど、多くの問題が存在している。特に建てかえの際は、規制水準をクリアすることが求められるため、建物が老朽化しているにも拘わらず、建てかえることが困難という意見も挙がっている。

3. 工場三法の効果と影響

工場三法は東京圏と近畿圏に同時に適用された。しかし日本政府が国策で中央集権、経営・立案・企画・情報等の機能を東京へ積極的に集積させていたこと、さらに東京圏は近畿地方と比べると工場の数が少なかったことから、工場三法は東京圏へは大きな影響を与えなかった。東京圏とは反対に工場が多く立地していた近畿地方は、一方的に工場三法の適用を強いられる形となり、多くの製造業が近畿地方から中部地方へと工場を移転する結果となった。これらの製造業の集中排除法案により製造業の多くが近畿圏から中部圏へ移転したことは、近畿地方にとって大きな打撃であり、近畿地方の相対的地位は低下した。東京圏には工場ではなく企業本社が多く立地しており、工場三法の影響は小さかった。東京圏への影響と比べ近畿圏は大きな影響を受けたことから、両者の格差は拡大し、そして一連の流れが東京一極集中を進める要因の一つとなったと考えられる。

第3節 地方の企業誘致事例

第3節では、これまでに地方都市が行った企業誘致の事例を見る。具体的には、三重県が行った SHARP の液晶テレビ工場の誘致政策を挙げ、誘致に至った流れと、その成功要因を明らかにする。その後、他の地域が行った企業誘致政策を挙げ、亀山工場の事例と比較し分析することで、より正確な企業誘致の成功要因と失敗要因を明らかにする。

第1項 SHARP 亀山工場

1. 誘致に至る流れ

三重県は長期的な税収の増加と雇用の拡大を目指し、県の企業誘致政策によって総額 135 億円（三重県 90 億円＋亀山市 45 億円）の補助金、計画総面積 240ha の広大な工業団地の造成、当時の三重県知事北側正恭のトップセールをもとに三重県亀山市にシャープの液晶テレビ工場を誘致した。

液晶テレビ工場の誘致により、三重県には年間 10 億円の税収増加が見込まれ、およそ 10 年前後で補助金分は回収が可能であると想定した。また、工場が建てられることで雇用の場が増加し、それによる地域活性化が期待された。

一連の三重県の誘致政策は三重クリスタルバレー構想と呼ばれる。三重クリスタルバレー構想の基本理念は、『三重県に液晶をはじめとするフラットパネルディスプレイ産業の世界的集積をつくることにより、多様で強靱な産業構造を形成し、活力ある地域づくり』とされている。

三重県以外にもかつて青森で青森クリスタルバレー構想が存在したが、成功とはほど遠いものであった。青森クリスタルバレー構想の中で、企業が青森県に工場を進出するメリット・デメリットは以下のように挙げられる。

メリット

- ・ 空港、新幹線、高速道路の整備が進み、交通インフラが整っている
- ・ 税制上の優遇措置が手厚い
- ・ 青森県からの助成の適用

デメリット

- ・ 中核となる企業が不在
- ・ 知名度不足

メリットについては、交通インフラの充実や優遇税制といったコスト削減が可能となるものであり、企業にとって有利な条件が揃っている。しかし、そのような好条件にも関わらず誘致が失敗したことは、デメリットの中で挙げられている「中核となる企業」と「知名度」が企業にとって重要な要素であるからだと推測できる。そして「中核となる企業が不在」であることと「知名度不足」を、削減できるコスト以上に企業が重要視したために企業は青森に工場を移転することなく、結果、青森クリスタルバレー構想は成功に至らなかったと考えられる。

一方三重県の構想では、誘致する対象であるシャープ自身が誘致先地域の「中核となる企業」となるために、中核となる企業が不在となる状況を避けることができた。そして、三重県の誘致政策が地方自治体としては異例の 135 億円という巨額な融資を行うことや、広大な工業団地の造成を行うなど、誘致における初期の段階からテレビや新聞等のメディアに注目され、知名度は誘致を進めていく中で十分に高いものとなった。

以上のように、企業にとってのデメリットである「中核となる企業が不在」と「知名度不足」を解決することができたため、三重県はシャープの液晶テレビ工場を誘致することに成功したと考えられる。

2. シャープ側の考え

シャープが亀山に工場を建設した理由は、巨額の補助金や、上記のように工場の移転先で考えうるデメリットへの対応が十分であったことに加えて、最新鋭設備による液晶テレビの生産のブラックボックス化が挙げられる。

ブラックボックス化とはつまり、高度な生産技術の流失防止である。高い技術力を持つシャープにとって、中国や他のアジア地域に工場を建設することは生産費用の低下や魅力的な市場に隣接するなどのメリットがある。しかし海外へ工場を進出させることで、現地で独自の高い技術が流出する可能性があり、それは是が非でも避けなければならない問題であった。

部品の製造から組み立てまでを一貫して行うことでブラックボックス化が可能となるが、そのためにはすべての工場を建てることのできる広大な土地が必要となる。それに対して三重県は総面積 240ha の広大な工業団地の造成を誘致政策の中で掲げており、シャープが液晶テレビ生産のブラックボックス化を行うにあたり十分な面積であった。このことがシャープが三重県へ工場移転を促進させる理由となった。

3. 誘致の効果

(1) 亀山市における誘致効果

誘致が成功し、亀山市に工場が建設されたことは、亀山市とその周辺地域に対して税収と雇用で大きな影響をもたらした。

税収については、工場進出前と比較すると、2006 年度の市税は 2002 年度比で約 49%増加の 110 億円となった。

雇用面では、シャープとその関連企業（市外含む）の従業員として、工場進出前と比較して約 7200 名（三重県の調査：2007 年）分の雇用の場が創出された。以前は市外の勤務先への通勤流出が多かったが、2005 年には通勤流入の方が多くなり、昼間人口の増加が見られるようになった。

シャープの進出は地域活性化にも大いに貢献したと考えられる。シャープ関連企業が進出してきたことで、各種サービス業（ホテル、タクシー、商店、飲食店など）の需要が増し、新しく出店する店舗も見られた。人口も 2000 年～2005 年で約 3000 人増加し、2007 年には亀山市は人口 5 万人を突破した。人口が増加することで、住宅建設（特に賃貸住宅）が増えるなど、様々なプラスの波及効果が見られた。

(2) シャープ側の進出効果

日本の亀山で生産することで、シャープの液晶テレビは「世界の亀山ブランド」、「亀山産」と呼ばれ、新たなブランド名を獲得することに成功した。またそれと同時に、三重県と亀山市の誘致が新聞や雑誌で取り上げられる度に、シャープは無償の宣伝効果を得ることができた。そして、亀山ブランドを獲得したシャープは、そのブランド名を全面的に利用し、液晶テレビの販売を促進した。

バブル崩壊後は不況が長引き、テレビは主に安価なものが主流となり、海外の安価なブランドが多く輸入されていたが、景気が回復するにつれて高額でも付加価値の付いた商品が売れ始めた。『高品質＝日本製』のイメージもあり、亀山工場製の亀山モデルというのは消費者からも魅力的な商品であると定着し、成功を収めた。

前にも述べた、広大な工業団地の造成によってブラックボックス化（一貫して液晶テレビを生産し、高度な生産技術の海外流出を防ぐこと）ができたこと、多額の補助金を得られたことなどと合わせて、シャープにとっても亀山市へ工場を進出したことは多大な効果があったといえる。

(3) その他の影響

亀山市の誘致が成功した結果、他の地方自治体も誘致に対する取り組みが変化した。それまでの企業誘致の補助金は3～5億円程度だったが、亀山市の成功によって各自治体の補助金も大幅に増加した。例えば和歌山県では2006年から限度額をそれまでの11億円から100億円まで引き上げた。

4. 問題点

(1) 亀山市における課題

亀山市はシャープの誘致に成功したことで良い効果を受けたが、それと同時に悪影響も受けることとなった。

具体的には、以前は交通渋滞は発生しなかったが、現在では工場や関連企業への通勤の車で発生する「シャープ渋滞」が問題となっている。その渋滞を解消するために、県と市は新しい道路建設に約30億円を投資した。

また、人口の増加による住宅問題も解決されていない。家賃が高めの民間住宅は2003年からの2年間だけで約1300戸も増えたが、その一方で低所得者向けの市営住宅は、需要が大きいにも関わらず、戸数を減らし続けている。定住率の低さも目立つため、生活環境の改善も求められる。

その他にも、外部からの人の流入による地域コミュニティの変化への対策など、亀山市民への配慮も欠かせない。

(2) 雇用問題

2006年7月における亀山工場の被雇用者数は5700人であったが、そのうちの4分の3以上が非正規雇用であった。工場誘致にあたって「雇用効果12000人」と宣伝していた県とは大きなずれがあった。135億円もシャープに優遇措置をし、「雇用が増え、住民も増え、税の増収も図られる」というのは単なる理想論になりつつある。雇用問題を解決するためには、請負会社や人材派遣会社が企業から製造業務や営業を受諾する状況を打破することが求められる。

(3) 移転問題

2009年シャープの海外移転が新聞各紙で伝えられた。中日新聞によれば、「シャープはこれまで独自技術の保護にこだわり、海外移転には否定的だったが、急速に進む液晶テレビなどの価格下落に現在の方式では対応できないと判断。ただ、最先端の製品は引き続き国内工場生産するとしている。」と述べられた。2002年に立地協定が結ばれ、2004年から操業を開始したシャープ亀山工場が、わずか5年で海外移転が検討されることになった。しかも45億円の奨励金が払い終わった時期でのことである。シャープが海外移転をするならば、補助金の135億円を返済すべきだという意見も述べられている。

5. SHARP 亀山工場について～まとめ～

三重県と亀山市がSHARPの液晶テレビ工場の誘致に成功した決め手は、総額135億円の補助金、液晶テレビ製造のブラックボックス化を可能とする広大な工業団地の造成、三重県知事の熱意あるトップセールス、移転企業にとってのデメリットである「中核となる企業が不在」・「知名度不足」の問題を解消できたことであると考えられる。

高額な補助金を掲示して企業誘致を推進している行政は多く存在するが、補助金だけで誘致に成功した事例はほとんど存在しない。SHARP 亀山工場の事例は、補助金だけでなく、それと同時に、広い工業団地の造成や企業にとってのデメリットの解消など、企業のニーズにうまく応えることが誘致成功につながる要因となることを示している。

第2項 亀山市以外の企業誘致事例

1. トップセールスとフォローアップ

事例1 熊本県大津市

熊本県大津市は、熊本市と阿蘇山の間位置する人口約3万人の田園産業都市である。製造品出荷額は約4300億円（平成16年）で、平成17年度からは県内唯一の交付税不交付団体となっている。

大津市がかつての過疎から脱却し、今日まで発展を続けている要因のひとつに、企業新設・増設等による企業立地効果の重要性を全職員が認識している点が挙げられる。昭和48年の本田技研工業(株)の誘致以降、歴代町長が『人と企業 共に元気なまち』という基本姿勢に立ち、企業あつてのわが町という意識を全職員に徹底させてきた。

また、情報交換や交流事業を通して、企業と町行政、あるいは地域住民との関係を緊密にしており、町は立地企業の声に真摯に耳を傾けている。このような町の努力が、別の新たな企業の呼び水になるという好循環を生み出している。

事例2 北海道白老町

北海道白老町は、道内の南西部に位置し、人口約2万1000人の町である。工業製造品出荷額は約623億3520万円（平成18年度）と、道内町村では第1位の出荷額を誇る。

白老町では、町長自らが積極的なトップセールスを展開してきた。町長は東京、名古屋等にも出向き、訪問した企業数は職員も含めて年間約150件にもものぼる。狙いをつけた企業には町長が再三再四訪問し、誘致を決定付けた。

考察

事例1、2より、フォローアップとトップセールスは企業誘致成功において非常に重要な条件である。企業側に行政側の熱意を伝えることが誘致の成功に繋がることわかる。

2. 地域に適した企業誘致戦略～企業誘致における必要条件を含む事例～

事例3 栃木県日光市

栃木県日光市は、県北西部に位置し、人口約9万5000人の都市である。製造品出荷額は約3167億円（平成18年速報値）で、前年度に比べて14.5%増加している。

日光市は、世界遺産である「日光の社寺」をはじめ、ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」、日光国立公園、日光杉並木街道など、世界に誇る豊かな自然に恵まれた地域であり、こうした自然環境に育まれた良質かつ豊富な地下水をフルに活かし、地域資源としての“地下水”と“日光ブランド”を売りに食品産業に絞った戦略的な誘致活動を展開している。

結果として、数々の優良企業の誘致も実現しており、今後は「フードタウン日光」と銘打って、市内食品製造業とともに「食の産業都市・日光」という新たなイメージの形成を目指している。

考察

事例3のように、他の地域にはない産業資源と立地条件の特性を適正に評価し、地域のセールスポイントを示しその強みを活かして誘致対象業種を選定することで、企業誘致が進みやすくなると考えられる。

3. 競争力のある土地環境の整備

事例4 京都府京丹後市

京都府京丹後市は、丹後半島の先端に位置する都市であり、人口は約6万3000人、製造品出荷額は約852億円（平成17年）である。

京丹後市は、交通インフラ未整備ゆえに、主要取引先である京阪神地域まで片道2時間半以上かかるという点が長年の課題となってきた。しかし、この課題を克服するため、市内最大となる新工業団地の造成や、京都府や関連機関と連携しての産業支援・人材育成拠点の整備、技術・経営の両面に亘る人材育成事業の実施・技術基盤としての大学キャンパスの拠点整備など、立地先としての環境づくりを急ピッチで進めた。この結果、様々な企業が立地を決定し、平成19年10月には近畿地区で初めて企業立地促進法に基づく産業集積のための「基本計画」の同意を受けている。

分析

事例4のように、企業誘致のための基盤整備を体系的に行いつつ、人材育成などの他の都市にはない魅力を育てることで、企業誘致に成功している。

4. 優遇措置の強化

事例5 アメリカ アラバマ州

1993年、アラバマ州はメルセデス・ベンツ社を誘致するため、2億5300万ドルのインセンティブを提示した。さらに、工場を建設するための土地も無償で提供し、工場施設も減税の対象としたため、その建設費は実質的に州が提供したのも同然である。

この優遇措置により、メルセデス・ベンツはアラバマ州に新規プラントを建設し、さらには関連企業も進出してくるなど効果をあげている。

分析

事例5のように、企業誘致のため土地・建物・設備に助成金を出したり、低利融資、免税などの優遇政策を行ったりすることにより企業にインセンティブを与え、誘致に成功している。

参考：企業立地に頑張る市町村事例集

アメリカの州・地方政府の経済政策—6州の企業誘致政策を中心とした

第3項 第3節のまとめ

本節では、第1項に三重県亀山市のSHARP 亀山工場の事例、第2項に他の地域の企業誘致の事例を見た。各項において各地域が企業誘致に成功した要因を分析し、企業誘致を行う際に必要となる要素や政策をいくつか挙げた。次の第4節では、本節で挙げた企業誘致の成功要因と第2節で見た過去の政策を踏まえ政策提言に繋げる。

第4節 企業誘致の成功要因

第4節では、過去の政策と第3節で見た誘致の成功要因をさらに深く見た。具体的には過去の政策（構造改革特区制度の事例）と誘致の成功要因を経済産業省から発表される工場立地動向調査と比較した。

第 1 項 工場立地動向調査

1. 企業誘致成功要因と工場立地地点選定理由

工場立地動向調査の中の立地地点選定理由では、企業が新たに工場の新設に当たり重視する項目が挙げられている。それによると、工場立地における立地地点選定に際して、事業者が最も重視した項目は、①「本社・他の自社工場への近接性(10.9%)」②「地価(6.6%)」③「関連企業への近接性」「人材・労働力の確保(4.7%)」であった。また、立地に当たって「国・地方自治体の助成」「地方自治体の誠意・積極性・迅速性」を重視したと回答した企業が、14.0%、12.9%あった。

この統計は工場を対象としたものであるが、本社や研究機関など企業その他機能についても当てはまると考えられる。その理由として前節で見た企業誘致の成功要因と、上で挙げた工場の立地地点選定理由が重なる点がある。

図14：工場立地地点選定理由

| | (最も重視) | (重視) |
|--------------------|--------|------|
| 本社・他の自社工場への近接性 | 23件 | 55件 |
| 地価 | 14件 | 54件 |
| 関連企業への近接性 | 10件 | 30件 |
| 人材・労働力の確保 | 10件 | 40件 |
| 地方自治体の誠意・積極性・迅速性 | 8件 | 34件 |
| 国・地方自治体の助成 | 7件 | 37件 |
| 周辺環境からの制約が少ない | 7件 | 39件 |
| 原材料等の入手の便 | 6件 | 15件 |
| 市場への近接性 | 6件 | 31件 |
| 工業団地である | 4件 | 60件 |
| 経営者等の個人的つながり | 3件 | 13件 |
| 他企業との共同立地 | 2件 | 1件 |
| 流通業・対事業所サービス業への近接性 | 1件 | 11件 |
| 工業用水の確保 | 1件 | 5件 |
| 高速道路を利用できる | 1件 | 35件 |

(複数回答)

経済産業省「平成22年上期 工場立地動向調査(速報)」から作成

前節で挙げた企業誘致の成功要因をまとめると、SHARP 亀山工場の事例は、高額な補助金・広大な工業団地の造成・県知事の熱心なトップセールス・中核企業の誘致・知名度が成功要因である。同様にして他の事例を見ると、事例1・2はトップセールスとフォローアップ、事例3は産業資源と立地特性、事例4は産業基盤の整備と人材育成、事例5は助成金や低利融資・免税といったインセンティブを与えたことが、それぞれの誘致成功要因であることが分かる。

これら成功要因と工場立地地点選定理由と比較する。すると立地地点選定理由で、地方自治体の誠意・積極性・迅速性はトップセールスとフォローアップ・産業基盤の整備と通じる。同様に他の項目をみると、国・地方自治体の助成はつまり補助金や助成金・免税等であり、工業団地であることは新たに工業団地を造成することによって解決されている。関連企業への近接性については、中核となる企業を誘致することでその下請け企業や取引相手などの関連企業が後々進出することが見込まれる。また、地域特有の産業資源や立地特性を生かすこ

とは関連企業や流通業・対事業所サービス業への近接性を確保することができると同時に、原材料等の入手も容易となる。さらに中核企業の誘致や特有の産業資源・立地特性により、知名度を得ることも十分に可能であると考えられる。そして、各地域がセールスポイントや強みを活かして誘致する業種を選定し、企業に積極的に協力することにより、周辺環境からの制約を少なくすることができる考える。

以上から、工場の立地地点選定理由と実際の誘致成功要因は似通っており、共通と考えられるものが多くある。そして、実際に誘致に成功したのは工場だけではないことから、工場の立地地点選択理由の各項目は企業の本社に対しても共通して当てはまるものであると考えられる。

第2項 構造改革特区制度の事例

ここでは、構造改革特別区域法（平成14年12月18日法律第189号）に基づいて、区域を限定してその地域の特性に注目した規制改革を実施した事例を見ていく。

事例1 福岡県北九州市 『北九州市国際物流特区』

北九州市は、もともと鉄鋼・化学を中心とした四大工業地域の一つとして発展した都市だったが、経済がグローバル化し産業構造の国際的な調整が進むなか、厳しい経済状況であった。

そこで、アジア諸国に近いという地理的な優位性や、新たに整備された港や空港などの物流基盤に、特区による規制緩和を付加することで、産業の集積、港湾の国際競争力の強化を目指した。

物流基盤の整備としては、電力の特定供給事業の許可対象の拡大により企業と自治体が「win-win」の関係になるようにしたり、北九州貨物ターミナル駅やひびきコンテナターミナル、北九州空港を相次いで完成させ、陸・海・空のマルチな物流基盤が整備された。またソフト面では、通関の24時間化を実現した。

さらに、特区による建築物の規制に関する条例の特例や、分区条例の規制を緩和、埋立地に関する規制緩和を行うことで、数多くの企業を誘致することに成功した。

期待されている効果として、北九州地域に及ぼす経済効果は4,070億円。国内全域に及ぼす経済効果は1兆2,970億円にも上る。雇用効果としては、市内、全国を合わせて66,954人の雇用創出が期待されている。

事例2 三重県四日市市 『技術集積活用型産業再生特区』

三重県北部の臨海部工業地帯は、厳しい自治体間競争や施設の老朽化等により、地域の活力が低下してきていた。そこで、今まで蓄積してきた技術、人材、インフラ、産業集積等を活用して、石油精製・石油化学産業のコンビナートを高付加価値型の国際競争力のある産業集積地域として再生するために、特区における規制の特例措置を活用しながら様々な取り組みを行うことで構造転換を図り、こうした状況からの脱却を目指そうとした。

政策として、まず固定資産税収入の拡大のため「石油コンビナート等災害防止法」のレイアウト規制に対して、消防活動用空地の設置等の代替措置による現行規制と同水準の安全確保を条件に、セットバックエリアの不要化や特定通路の幅員最小化等の特例措置により企業ニーズである新規設備投資が可能になった。港湾関連策としては、物流の拠点である四日市港の利便性の向上を図るため、税関の臨時開庁手数料の軽減と、税関の24時間・365日フルオープン化を行った。また、家庭用燃料電池設置の際の手続きを簡素化し、「燃料電池」を電機事業法上一般用電気工作物と位置づけ、保安規定の届出と電気主任技術者の選任を不要とすることで、設置にあたり不活性ガス等の燃料ガスの置換をなくし、他地域に比べて家

庭用燃料電池発電設備を設置しやすい環境を作った。これにより、実証試験の容易化を通じた企業との共同研究を促進することで、燃料電池の研究開発拠点化・関連産業の集積を図ることが可能となった。

政策の効果として、平成 19 年までの 5 年間の設備投資額が約 700 億円に達し、平成 19 年の増加生産額は約 400 億円、雇用創出約 300 人と大幅に増加した。

以上から、構造改革特区では、規制を緩和させた上でのインフラの整備、税制の優遇措置を行うことにより、産業の集積や雇用の創出を生み出していることが分かる。

第4章 政策提言

本稿では、これまでの分析を踏まえ「競争力のある都市を整備」するための政策を提言する。海外との企業誘致競争を勝ち抜くために、地方が競争力を持つ必要がある。分析の第4節を踏まえ、以下に具体的な2つの政策を挙げる。

1. インフラの整備

本稿では、「空港や港の周辺のインフラ整備」を提言する。空港や港の周辺を整備することで、企業が原料の輸入から製品の輸出までを一貫して行うことができる環境を作ることが目的とする。インフラを整備することは企業誘致に重要であり、整備するにあたっては、企業のニーズに合わせて整備すること、地域特性に合わせて比較優位性を持たせることが必要である。産業の基盤となるインフラや工業団地を企業は移転の際に重要視しており、それにより企業の誘致にあたり他の地域より競争上優位に立つことができる。企業のニーズとの合致について、上で挙げた四日市市の事例では、セットバックエリア不要化を目的とした消防活動用地の設置や、特定道路の幅員最小化を行ったことで企業のニーズと合致し誘致に成功している。

インフラ整備には費用が掛かるため、整備後に国から整備費用として補助金を支給する。具体的には、最初に地方自治体が誘致する企業を特定し、そのニーズに合わせたインフラ整備を行う。整備後、自治体は国に整備したインフラと掛かった費用を申告する。国は申告を受けた後、整備されたインフラについてどれ程の効果が見込めるか推定し、その推定額に合わせた、数年程度で回収できる額の補助金を支給するといった方法を提案する。

この方法により地方自治体は積極的に企業のニーズに合ったインフラを整備するインセンティブが与えられ、企業の地方への移転が進むと考えられる。

一方で財政が厳しい自治体は最初のインフラ整備が困難であることや、インフラ整備の効果を正確に測定し妥当な補助金の金額を設定することが難しいといった課題が残る。

2. 税制

減税や免税はコスト削減を進める企業にとって強力なインセンティブとなりうる。これまでも多くの地方自治体が企業誘致を行う中で法人税や工場にかかる税金等の優遇を提示しているが、設備への投資金額など優遇を受けるための条件が厳しく設定されており、実際に効果があるのかは疑問である。税金の中で関税に関わる場所では、北九州市と四日市市の事例にあった税関の臨時開庁手数料の軽減は効果を発揮し、貨物の取扱量の増加と貿易の促進が見られ、結果的に企業にその場所で貿易をするインセンティブを与えた。

このことから本稿では税制について、「優遇措置の適用条件を優しくすること」と「関税の優遇」を提言する。適用条件が優しくなることで、小規模であっても優遇されるようになるため、企業は移転をする意思決定をしやすくなる。また、関税の優遇は税関を通過する際のコストの低減である。これは上で見た税関の臨時開庁手数料の軽減と同じ効果があり、貿易を行うことを目的とした企業の進出が見込まれる。

一方、優遇措置の適用条件の基準や適正な優遇税率の設定方法については問題が残り、議論の必要がある。

先行論文・参考文献・データ出典

《先行論文》

- <http://www.kiac.or.jp/var/rev0/0000/4813/h214honsha1.pdf> 九州における本社機能、研究開発機能の拡充方策に関する調査報告書
- <http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/2004/0615b1.pdf> 大規模災害に備えた民間企業の本社機能一部地方分散化に関する調査研究会

《参考文献》

- <http://www.isc.senshu-u.ac.jp/~the0350/Miyazawa99.PDF> I T 導入が組織体制にもたらす効用とその影響 宮澤淳
- <http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/00000004/4750/3-3.pdf#search='情報通信業一極集中'> 情報通信の振興と既存産業の I T 化
- <http://www.ml.it.go.jp/kokudokeikaku/zs5/index.html> 第 5 次の全国総合開発計画 21 世紀の国土のグランドデザイン -地域の自立の促進と美しい国土の創造- 2010 年 10 月 24 日
- <http://www.pref.ehime.jp/h12300/hoyoroute/kaihatuhoyo/kaihatu.htm> 「21 世紀の国土のグランドデザイン」 2010 年 10 月 24 日
- http://www.miebank.co.jp/mir/report/200306_r1.pdf 四日市臨海工業都市の再生に向けて～「地域ポジション」の視点から捉える地域活性化の戦略～ 三重銀総研 調査部 経済調査グループ 2010 年 11 月 6 日
- http://www.meti.go.jp/press/20071213001/05_jireishuu_youyaku.pdf - html 企業立地に頑張る市町村事例 要約編 経済産業省 地域経済産業グループ 編 2010 年 10 月 21 日
- http://www.meti.go.jp/press/20071213001/02_20sen.pdf 経済産業省 企業誘致に頑張る市町村 20 選
- OECD Territorial Reviews Competitive Cities in the Global Economy

《引用文献》

- <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~koseki/seminar/amano.pdf> 地方銀行の地域密着経営について 天野良美
- <http://www.nishnet.ne.jp/~andou/zensou.shtml> 全国総合開発計画 2010 年 10 月 21 日
- <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/040507/jireisyu.pdf> 構造改革特区成果事例集 内閣官房構造改革特区推進室 2010 年 11 月 3 日

《データ出典》

- ・ <http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/pdf/19san3g.pdf#search='情報通信業'>
大分類G－情報通信業
- ・ http://www.jil.go.jp/institute/reports/2005/documents/042_06.pdf#search='情報通信業一極集中' 情報サービス産業の大都市と地方の連携雇用モデル
- ・ http://pub.nikkan.co.jp/uploads/magazine_introduce/pdf_4c99594fccaab-6.pdf#search='福井県立大学 佐武 メーカー' 日本メーカーの「雇用ポートフォリオ」
- ・ <http://www.人事総務部.jp/?p=215> 派遣切りの人数
- ・ <http://www.stat.go.jp/data/jigyoushiki/2006/index.htm> 総務省統計局平成 18 年事業所・企業統計調査
- ・ <http://www.stat.go.jp/data/jinsui/index.htm> 総務省統計局人口推計
- ・ <http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2010.asp?chap=0> 国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集
- ・ <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyou/index.html> 経済産業省 HP 11 月 6 日
- ・ <http://www.mlit.go.jp/road/> 国土交通省道路局 HP 11 月 6 日

- ・ <http://www.mlit.go.jp/tetudo/> 国土交通省鉄道局 HP 8 月 8 日
- ・ <http://www.ipss.go.jp/> 国立社会保障・人口問題研究所 HP 9 月 27 日
- ・ <http://www.stat.go.jp/> 総務省統計局 HP 8 月 19 日
- ・ <http://www.mhlw.go.jp/> 厚生労働省 HP 11 月 4 日
- ・ <http://www.cao.go.jp/> 内閣府 HP 11 月 4 日
- ・ http://www.meti.go.jp/press/20071213001/02_20sen.pdf 経済産業省 企業誘致に頑張る市町村 20 選
- ・ <http://shokosoken.or.jp/chousa/img/19-7.pdf> 補助金及びその活用事例と企業誘致推進～自治体の企業誘致関連事例を中心に～ 財団法人 商工総合研究所
- ・ <http://shokosoken.or.jp/chousa/img/19-7.pdf> 企業誘致に成功した「勝ち組」特区の戦略 21 世紀政策研究所
- ・ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/040507/jireisyu.pdf> 構造改革特区成果事例集 内閣官房構造改革特区推進室
- ・ http://www.esri.go.jp/jp/prj_re/forum/tiiki/dai3.pdf 関西の産業空洞化と工場三法 福重元嗣
- ・ <http://www.meti.go.jp/statistics/tii/ritti/index.html> 工場立地動向調査 経済産業省
- ・ http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/cr125m.html 財団法人 自治体国際化協会